

# いじめ防止基本方針

## 1 基本方針

人とのかかわりの中で自分自身や生活を振り返り、自分自身や仲間との生活を問い直し、よりよい自分、生活にしていく態度を育てる。

## 2 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。」  
(H25 いじめ防止対策推進法)

心理的威圧や言葉の暴力、悪口、冷やかし、からかい、噂を広める、仲間はずれ、無視といった行為などの「暴力を伴わないいじめ」  
(H27「いじめに備える基礎知識」文科省国立教育施策研究所)

生徒指導提要4.1.2「法の目的といじめの定義」

### (2) 本校におけるいじめの実態

ふだんから授業で把握した児童の表れを職員間で共有したり、保護者に伝えたりし、よりよい人間関係づくりに努めている。また、定期的に「自分を見つめ直す日」を設定し、自分や友達の言動を振り返ることで、友達関係のトラブルや粗暴な発言、行動は年々減少傾向にある。

しかし、自分の思いを適切な言葉で表せなかったり、友達の思いを曲解したりしたために、言葉によるトラブルや物隠しがあった。また、児童の中には、傍観者のような態度や、周囲を気にしない様子も見られる。発達段階や実態に応じて、個や全体へ指導していく必要があり、「安全・安心な学校づくり」をめざして全校態勢で指導を継続している。

### (3) 目指す子供の姿

お互いの良さを認め合いながら、自分の良さも自ら求め続け、自他の良さをさらに伸ばそうとする姿。

## 3 学校におけるいじめ対策組織

### (1) 組織体制

担任⇒学年主任・・・（いじめ状況把握・児童の表れの様子）



生徒指導主任・・・把握・招集・進行・解決までの道筋提案



いじめ対策委員会

### (2) いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当担任、該当学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター（SC、SSW・・・指導・助言）

生徒指導提要4.2.1「組織の設置」

## 4 いじめ防止対策

### 校内における指導・連携

#### ① 全ての児童にとって安全で安心な学校・学級づくり

(発達支持的生徒指導)

- ・ 様々な考えや異なる意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童がお互いの多様性を理解し、認め合う環境をつくる。
- ・ 児童の人間関係が柔軟で対等で自由であるように働き掛ける。
- ・ 児童の日常活動を、受容的、共感的、肯定的に捉えて励ますことで「まんざらでもない自分」と思える自己信頼感を育む。
- ・ 児童が「困った、助けて」と言える雰囲気を醸成し、「困った」をしっかり受け止める校内体制をつくる。

#### ② いじめの問題を自分ごととして捉える実践的な取組の充実

(課題未然防止教育)

- ・ 道徳や学級活動などで、児童が自身の感情に気付き、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする道徳や学級活動を行う。
- ・ 日常的に安全確保に努め、教師や学級への信頼感と安心感を育み、いじめを許容しない雰囲気を浸透させていく。

#### ③ いじめに気付くための組織的な取組

(課題早期発見対応)

- ・ 「自分を見つめ直す日」(年5回)にいじめアンケートを実施する。1週間以内にいじめ対策委員会を開き、情報を共有し、対応やその後の状況を確認する。
- ・ 各学期(輝)末に児童アンケートを行い、結果から人間関係の歪みや一人ひとりの悩みをつかむと共に、今後の指導に役立てる。
- ・ 保健室への来室状況や児童の表れを養護教諭と共有し、対応や指導に役立てる。
- ・ SCおよびSSWからの情報を元に、必要に応じてケース会議を開いたり、保護者面談を実施したりして、児童理解、家庭理解につなげ、対応や指導に役立てる。
- ・ 学年部を中心に心配なこと、気になる表れ、表情等を積極的に共有する。

生徒指導提要4.3「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」

